

## お知らせ

### 【所得超過で児童手当対象外となった方へ】 再度受給対象となった場合申請が必要です

所得上限限度額を上回ったため、令和5年6月分からの児童手当・特例給付の対象外となった方で、令和5年の1年間の所得が限度額を下回った場合は、改めて認定請求の提出が必要です。

詳細は、市ホームページ  
をご覧ください。



▲児童手当詳細

問 こども課 こどもG ☎55-8069

### 児童手当現況届の提出が不要になりました

児童手当法の改正により、児童手当の支給を受けている方が、毎年6月に提出することになっていた

現況届 は原則 **提出不要** となりました。

※一部の方は「現況届」の提出が必要となりますので、通知を送ります。

問 こども課 こどもG ☎55-8069

### 路線バスの乗車特典を終了します

茨城交通(株)の路線バス(市内循環線限定)に乗車した際配布していた「バス乗車証明書」と引き換えに、店舗などでの乗車特典を行ってきましたが、バス路線の再編に伴い、特典を終了します。

茨城交通(株)路線バス

バス乗車証明書 ⇒ 店舗での乗車特典

令和6年6月30日(日)で特典終了

これ以降は特典は受けられませんので、ご注意ください。

問 地域創生課 地域創生G ☎52-1111 内線127

### 家族介護慰労金の受付が始まります

在宅で重度要介護高齢者を介護している家族に対して、その労をねぎらい、家族の経済的負担の軽減を図ることを目的に「家族介護慰労金」を支給します。

該当する方は長寿福祉課または各支所で申請手続きを行ってください(個人へのお知らせは行いませんので、ご注意ください)。

提出された申請書の内容を審査し、11月下旬までに結果を通知し、該当者へ慰労金を支給します。

主な支給要件	①重度要介護高齢者、介護者ともに市税や保険料等の未納がない ②重度要介護高齢者が市民税非課税である ③病院への入院や施設への入所(短期入所や介護保険サービス適用の宿泊サービスを含む)の合計日数が、対象期間内で90日を超えていない ④要介護4もしくは要介護5の認定が、基準日前に6カ月以上継続している(令和5年12月31日現在で同等の認定を受けていること) ⑤重度要介護高齢者、介護者ともに市内に住所を有している
受付期間	7月1日(月)～7月31日(水)
基準日	令和6年6月30日(日)
対象期間	令和5年7月1日～令和6年6月30日の1年間
慰労金の額	6万円または12万円 ※介護保険サービスの利用状況により支給金額が異なります。

#### 重度要介護高齢者とは

市内に住所を有し、基準日前6か月以上にわたり要介護4もしくは要介護5の認定を受けている方、またはそれと同等の状態にあると市長が認めた方

#### 介護者とは

市内に住所を有し、重度要介護高齢者の日常生活を無報酬で介護する方

申請・問 長寿福祉課 高齢者支援G

☎52-1111 内線175

申請 山方支所 ☎57-2111 美和支所 ☎58-2111

緒川支所 ☎56-2111 御前山支所 ☎55-2111